

体育館の剥離した床板による負傷事故が相次いで発生していることから、手引き「体育館の床板の剥離による事故防止について」を作成しました。本手引きを参考とし、必要な安全点検を行うとともに、異常を発見した場合の応急措置等を含む適切な維持管理を行っていただくようお願いします。

事 務 連 絡

令和 7 年 5 月 2 7 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課
各都道府県スポーツ施設主管課
各指定都市スポーツ施設主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

「体育館の床板の剥離による事故防止について—子供たちを守るために—」について

文部科学省では、平成 29 年 5 月 29 日に公表された、消費者庁の消費者安全調査委員会による事故等原因調査報告書（以下「消費者庁報告書」）を踏まえ、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成 29 年 5 月 29 日付 29 施企第 2 号）（別添 1）等により、適切な維持管理をお願いしているところですが、昨今、体育館の床板の剥離による負傷事故が相次いで発生しています。

このような状況を踏まえ、消費者庁報告書等をもとに、体育館の床板の安全点検や応急措置等を含む適切な維持管理のポイントをまとめた手引き「体育館の床板の剥離による事故防止について—子供たちを守るために—」（別添 2）を作成しました。ついては、本手引きを参考とし、改めて維持管理の状況を確認のうえ必要な安全点検を行うとともに、剥離等の異常を発見した場合の応急措置等を含む適切な維持管理を行っていただくようお願いします。

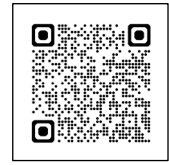
このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校施設主管部課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

また、各都道府県スポーツ施設主管課におかれては、所管の社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知すると共に、域内の市区町村スポーツ施設主管課を通じ、市区町村所管の社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

<文部科学省ホームページ>

「体育館の床板の剥離による事故防止について—子供たちを守るために—」
(令和 7 年 5 月)

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/mext_00003.html



(別添 1) 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について (通知)」 (平成 29 年 5 月 29 日付 29 施企第 2 号)

(別添 2) 「体育館の床板の剥離による事故防止について—子供たちを守るために—」
(令和 7 年 5 月)

(参考)

○消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 —体育館の床板の剥離による負傷事故— (平成 29 年 5 月 29 日消費者安全調査委員会)

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_171228_0001.pdf

【本件連絡先】

(パンフレットの内容及び学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111 (内線 2292) E-mail: shisetulead-2@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時における事故等について)

スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 付施設企画係

電話：03-5253-4111 (内線 3773) E-mail: stiiki@mext.go.jp



29施企第2号

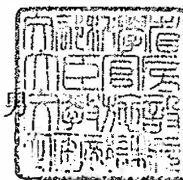
平成29年5月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長
 各指定都市教育委員会施設主管課長
 各都道府県施設主管課長
 各指定都市施設主管課長
 各都道府県私立学校施設担当課長
 各国公私立大学施設担当部課長
 各国公私立高等専門学校施設担当部課長
 各大学共同利用機関法人施設担当部課長
 各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長
 各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

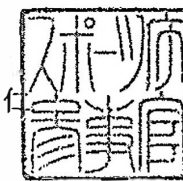
山川 昌男



(印影印刷)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

仙台 光仁



(印影印刷)

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが、この度、調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認されたこと、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから、体育館の所有者及び管理者におかれては、報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の実施等を実施するようお願いします。

記

1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃^{※1}により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

2 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、上記1及び2について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格^{※2}を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。

※2 体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

4 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には、施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど、設計者及び施工者に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。

5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

なお、今後、文部科学省及びスポーツ庁において、上記1から5までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので、あらかじめお知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

環境施設企画係 島岡・古田

電話：03-5253-4111（内線2288）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

施設企画係 山本

電話：03-5253-4111（内線3773）

E-mail：stiiki@mext.go.jp

【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は、消費者庁のホームページで閲覧できます。

(http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/)



体育館の床板の剥離による事故防止について

—子供たちを守るために—



令和 7 年 5 月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1.はじめに

体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり被災者が重傷を負った事故をきっかけとして、消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）が、消費者庁の事故情報データバンクに寄せられた事例及び報道情報を収集したところ、平成18年から平成27年までの間に同種又は類似の事故が7件発生していた。この中には、木片が内臓に達した事例もあった。

調査委員会は、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、平成27年度より事故等原因調査を進め、平成29年5月に事故等原因調査報告書（以下「消費者庁報告書」）をとりまとめた。そして、消費者安全調査委員長より、文部科学大臣に対し意見が提出された。

それを受け、文部科学省は、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成29年5月29日付29施企第2号）等を発出し、学校設置者に対して体育館の床板の剥離による負傷事故の防止をお願いしているところである。

平成18年～平成27年までの体育館の床板の剥離による負傷事故の事例

発生年	竣工又は床板の全面改修から事故発生までの年数	負傷者の活動	負傷部位	入院日数
平成18年	16年	バレーボール	胸部	1週間～10日程度
平成23年	8年	バレーボール	胸部	7日間
平成25年	2年	バレーボール	腹部（内臓裂傷）	27日間
平成25年	26年	バレーボール	腹部	4日間
平成26年	31年	バレーボール	腹部	12日間
平成27年	25年	フットサル	背中（内臓裂傷）	24日間
不明	不明	バレーボール	左大腿部から下肢	不明

※消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】
—体育館の床板の剥離による負傷事故—（消費者安全調査委員会 平成29年5月29日）より作成

しかし、令和6年12月から令和7年2月にかけて、目視による日常点検等を実施している学校においても、体育館の床板の剥離（ササクレ・ひび割れ・欠け等による剥がれ）等による負傷事故が相次いで発生している。

これらの事故を受け、文部科学省において、同様の事案の再発防止と体育館の安全確保に万全を期すため、本手引きを作成した。

2. 近年の体育館の床板の剥離等による負傷事故について

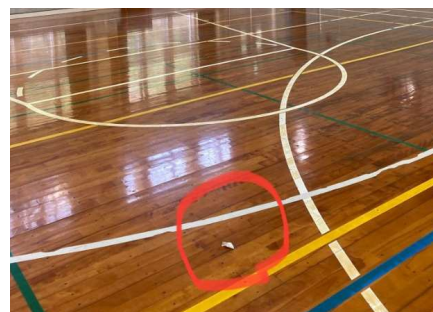
Q 近年の体育館での負傷事故にはどのようなものがあるか？

沖縄県内の公立小学校

(令和7年2月発生)

バレーボールで飛び込んだ際に、剥離した床板が左腰部に刺さり負傷する事故が発生。

(木片寸法：0.5cm×5cm)



群馬県内の公立中学校

(令和7年2月発生)

バレーボール部の練習試合中、飛び込んだ際に、床板の継ぎ目がシャツにかかって剥離した床板が、鋭角の形状で右腹部に刺さり負傷する事故が発生。

(木片寸法：12mm×30cm)



東京都内の公立中学校

(令和7年1月発生)

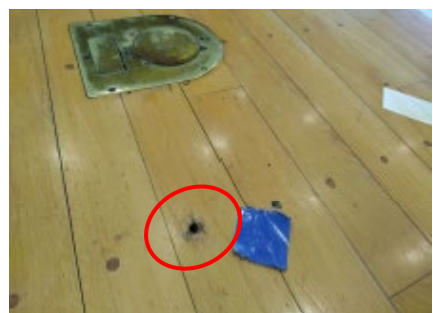
体育の授業中、滑りながら床に座った生徒の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生。(支柱の仮置きで床板が傷ついていた)



宮城県内の公立小学校

(令和7年1月発生)

バレーボールの部活動中、生徒が滑り込みをした際に、床板から露出していたねじ頭により膝に裂傷を負う事故が発生。(老朽化により、木栓が外れ、ねじ頭が露出していた)

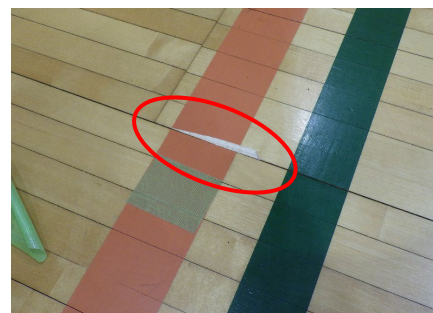
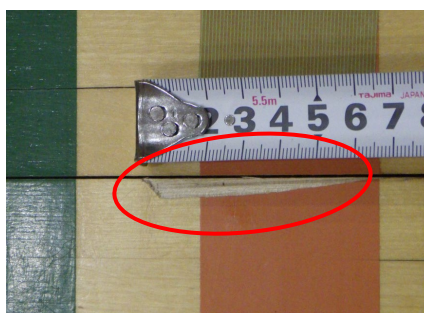


東京都内の公立小学校

(令和6年12月発生)

学校開放利用団体の活動中、団体に所属する児童の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生。

(木片寸法：7cm×0.6cm)



- ① 水拭き及びワックス掛けを実施していない学校でも、事故が発生している。
- ② 築10年と比較的に新しい学校においても、事故が発生している。
- ③ 目視による日常点検を実施している学校においても、事故が発生している。



特徴

3. 体育館の床板の点検について

Q 効果的に床板を点検するにはどのような手法があるか？

日常点検を実施していた体育館においても、負傷事故が相次いで発生していることから、体育館の状況を踏まえ、床板剥離を引き起こすササクレ・ひび割れ・欠け等の有無を定期的に詳細な点検を実施する必要がある。

例えば、目視による点検を行う場合も、体育館の床面から近い距離で、ゆっくりとしたスピードで、確実に確認を行う方法がある。

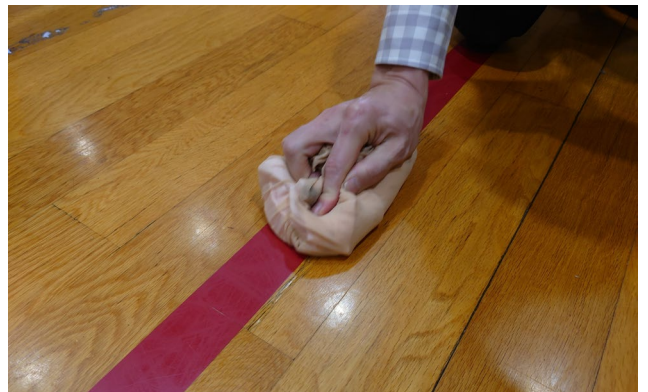
(消費者庁報告書では「目視の場合は、担当範囲を定める、又は複数の目で見ると、目視だけではなく、ストッキングをかぶせたモップ等を使用する等があり得る」と記載されている。)

柔らかい布を使用した点検方法の例

目視と併せてストッキング等の柔らかい布を使用し、床板の長手方向（板目の長い方）に両方向から満遍なくふき取りを実施し、危険なササクレ・割れ・欠け等の破損等により、ひっかかり等がないか確認する触診による点検方法もある。



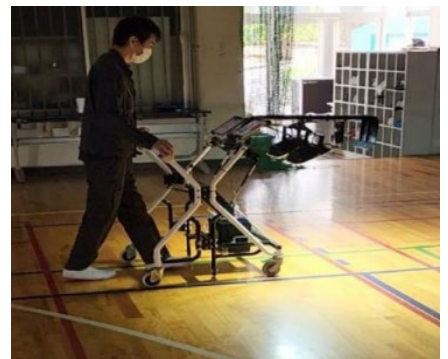
担当範囲を定め、近い距離で点検を実施している例



ストッキングや柔らかい布等を用いた点検の例

参考事例 新技術を活用したロボットによる点検方法の例

- 目視点検や触診点検でも見落としやすい床面のササクレやササクレにつながる小さな割れや欠けを効率的かつ効果的に検出するロボット等の新技術も、近年、開発されている。
- 作業人員の削減、Webアプリケーションや自動生成された図版による損傷個所の位置情報把握が可能になり、効率的な点検の実施が可能。
- また、点検範囲の網羅性の確保、点検基準の統一化といった、効果的な感知・点検の実施が可能。



ロボットを用いた撮影・点検の様子
※（一社）生涯スポーツ社会創成研究所の作成資料より引用

4. 体育館の床板の応急処置・簡易補修について

Q ササクレが見つかった際の応急処置・簡易補修にはどのような手法があるか？

➡ 床板に劣化や不具合が生じた場合には、まずは専門業者に相談することが重要ですが、不具合の度合いが軽微であれば、原則として、部分補修による修復が可能です。

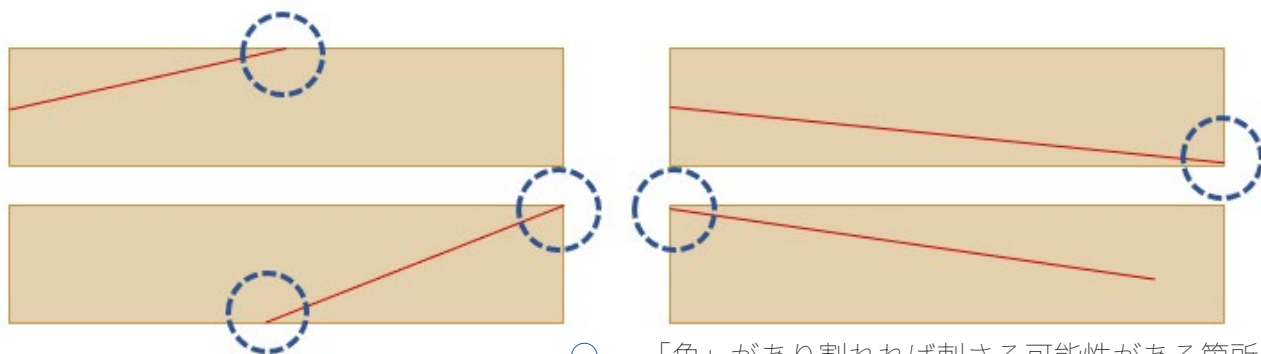
① 床板の傷、割れ等を発見した場合の応急処置の例

傷、割れ等を発見した場合は、危険個所の使用禁止またはテープを貼り応急措置を行い、できるだけ速やかに床板の専門業者に相談すること。

応急措置には、ライン用テープなど粘着力の弱いものを使用する。色付きのテープは不具合箇所の確認がしやすい。ガムテープは、剥がす際に塗膜や床板の表面材まで剥がしてしまう恐れがあるため使用しない。



対応が必要となる割れ方の例



○ … 「角」があり割れれば刺さる可能性がある箇所

対応が必要となる傷の例



状態：ササクレしている



状態：凹みの角が床面より尖っている



状態：深く凹んでいる



状態：凹みの淵が尖っていて指が引っかかる



状態：過去の修復箇所がざらざらで指が引っかかる

※（独）日本スポーツ振興センターの作成資料より引用

POINT



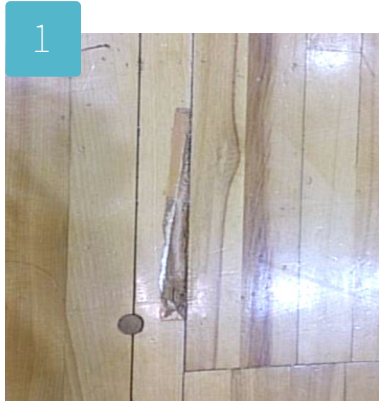
- ・体育器具や重量物の移動、ラインテープ除去等により外力が加わると、床板の損傷に繋がる場合がある。
- ・移動式バスケットボールゴールやピアノ等を移動する際は適切な養生等を行うとともに、テープ除去はゆっくりと行うなどの配慮が必要。

4. 体育館の床板の応急処置・簡易補修について

Q ササクレが見つかった際の応急処置・簡易補修にはどのような手法があるか？

② 床板の簡易補修（パテ埋め補修）を行う場合の手順例

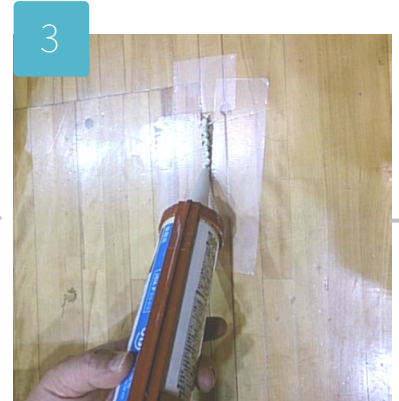
軽微で部分的な不具合であれば部分補修で対応可能であり、パテによる隙間埋め補修（下図）、接着剤による割れ・ササクレ補修がある。



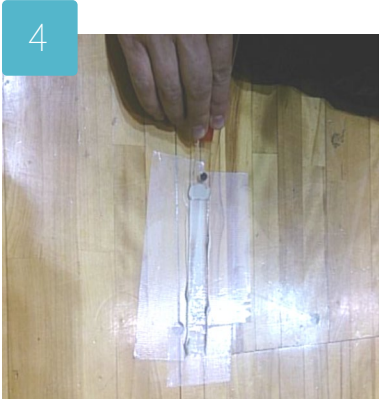
1
剥離部分のササクレを
カッター等で除去した後、
サンドペーパーで平にする



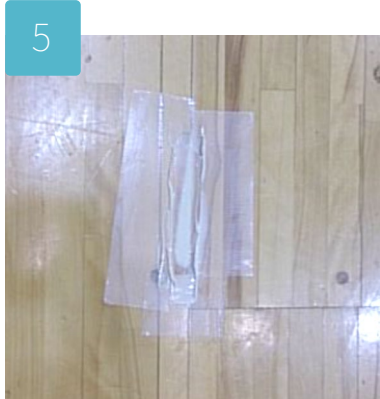
2
剥離部分以外にパテが
つかない様にテープで養生



3
床板用パテを充填する



4
ヘラで表面を整える



5
パテ硬化後、
サンドペーパーで平にする



6
補修テープを貼って
修繕完了

※参考：パテ埋めによる簡易補修の手順は、動画でも解説されている

<https://www.youtube.com/watch?v=Afip9LljG-s>

（監修）公益財団法人 日本スポーツ施設協会 屋内施設フロアー部会

※写真は、公益財団法人日本スポーツ施設協会の作成資料より抜粋



5. ササクレによる事故防止について

Q 事故防止のために、どのような頻度・内容の維持管理を行う必要があるか？

➡ 事故防止のためには、適切な維持管理が必要。また、体育館の床板に劣化や不具合が生じた場合には、不具合の状況に応じた補修又は改修が必要です。
どのような改修が必要かは、専門業者の調査・診断等により対応策を決めることが重要である。

① 定期的な維持管理（ポリウレタン樹脂塗装）の実施

床板の状況に応じて、2～3年でポリウレタン樹脂塗料の重ね塗りを行うことが重要。（ワックスが塗られている場合、ポリウレタン樹脂塗装の重ね塗りができない場合があるので、必要に応じて専門業者に相談すること。）

また、体育館の利用状況や環境により床板の劣化状況が変化するほか、不具合の発見が難しい場合もあるため、床板の専門業者等による、調査・診断（定期点検）等を踏まえ、詳細な検討することも重要。

② 長期的な改修計画の策定

床板の使用に伴う劣化は避けられないことや床板の塗膜の耐用年数が10年程度であることを踏まえ、床板の劣化を抑制し、床板の性能をスポーツに適した状態に回復するためには、計画的に改修を行うことが必要。

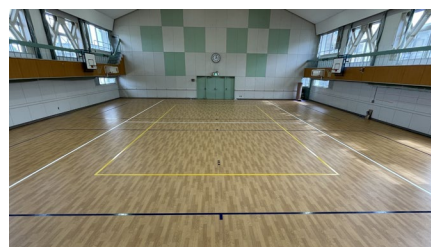
体育館の所有者は、利用状況を勘案し、2～3年でポリウレタン樹脂塗料の重ね塗りに加え、10年で全面サンダー掛け後の再塗装、20年で床下地を含む床全面取替えといった中長期的な改修計画を立てる必要がある。

日常点検・定期点検により塗膜の劣化（剥がれ、摩耗による床板表面の露出・汚れの沈着など）が見られる場合や、専門業者による判断により改修や修繕が必要とされた場合には、計画を見直す必要がある。また、改修の際は、ササクレ発生の防止加工がされた床板を使用することも有効。

取組事例 床シートを用いた体育館床の改修事例

兵庫県神戸市の取組事例

- 近年発生した床板剥離による負傷事故や維持管理の容易性を踏まえ、床シート（6mm厚程度のもの）を採用（右図）。
- 事故防止のため、市内の学校の体育館の改修を行う際に、床シートへの改修を行う方針としている。
- ボールの跳ね方などの機能面については、利用者から問題等は報告されていない。
- 令和5年に5校、令和6年に13校の改修工事を実施している。



※床シートを用いた体育館でも日常点検を適切に実施し、不具合を発見した際は速やかに専門家に相談すること

6.維持管理のポイントについて

Q：その他、維持管理において、どのようなポイントに気を付ける必要があるか？

➡ 消費者庁報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の取組等を適切に実施していただきたい。

ポイント1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃と特別清掃

体育館の床板は、日常清掃及び特別清掃により清潔に保つ。特別清掃は日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う。

水分の影響を最小限に

水拭き及びワックス掛けは、床板等の不具合発生の観点からは行うべきではない。
やむを得ずワックスを使用する場合には、水分の影響を最小限とするよう注意する。

ポイント2 日常点検・定期点検の実施

① 点検の実施と記録



日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。
点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知する。

② 不具合発見時の対応



床板等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行う。
必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。

③ 記録の保管



不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、
不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施や床板等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

ポイント3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

仕様書での明確化

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、適切な清掃の実施や点検・記録の保管について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。

資格保有者の配置

受託者には公認スポーツ施設管理士資格※を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つための要件を設定する。

※ 公認スポーツ施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本スポーツ施設協会）で指定科目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

ポイント4 長期的な改修計画の策定と見直し

①計画策定



体育館の床板の長期的な改修計画を策定する

②改修実施



計画に基づいて体育館の床板の改修を行う

③記録保管



継続的に記録を参照できるように、補修・改修の記録を保管する

④計画見直し



記録を基に必要なに応じて計画を見直す

ポイント5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。また、利用者が不具合を発見した際の連絡先を明記し、速やかに対応できるようにする等の工夫も有効である。

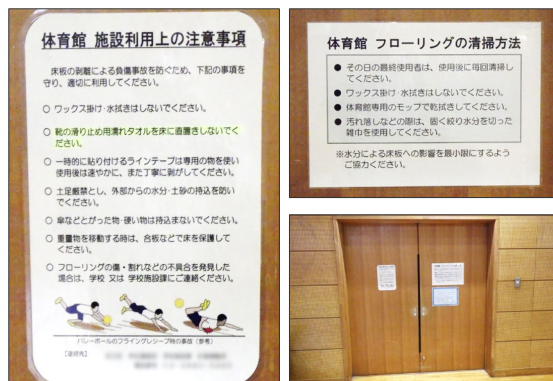
富山県高岡市の取組事例

- 体育館の適切な清掃方法や不具合発見時の対応について、イラスト等を用いながら分かりやすく解説。
(右図)
- マニュアルは高岡市公式ホームページに公開しており、教育委員会・学校・学校開放利用団体が協力して対応している。
- 教育委員会から、ワックスがけ禁止に対応したメンテナンス剤を学校に配布するとともに専用モップを貸し出ししており、各学校での定期的なメンテナンスを促している。



東京都自治体Aの取組事例

- 体育館の扉に適切な清掃方法や不具合発見時の連絡先について掲示し、体育館利用者に周知。（右図）
- 学校職員や児童生徒にくわえ、一般利用者も、容易に確認可能な場所に掲示されている。
- ラインテープや重量物の移動・設置に伴う傷もササクレの原因となるため、テープの使い方や保護の必要性も含めて注意喚起を行っている。



簡易診断シート（点検記録表）

- 体育館の所有者又は管理者は、点検記録表を作成し、実際に点検を行う者に点検項目及び方法を具体的に分かりやすく伝え、有効な点検の実施を行うことが必要。
- 点検記録表については、以下のような診断シートがある。

簡易診断シート				
点検年月日： 年 月 日		点検用紙番号： _____		
項目	※	点検内容	点検結果	備考
観察項目	☆	床面がすりばり過ぎますか	すりばり過ぎる	問題なし
	☆	床面がすりばり不足しますか	すりばり不足する	問題なし
	☆	ワックスを塗っていますか	塗っています	している
	☆	床面に光沢が減少していますか	減少している	問題なし
	☆	床面に磨耗がありますか	磨耗している	問題なし
臭い項目	☆	床面に臭いがありますか	ある	ない
	☆	床面に臭いはありませんか	はがっている	している
	☆	臭いがありますか	ある	ない
	☆	臭いがありますか	ある	ない
	☆	臭いがありますか	ある	ない
目視項目	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
触覚項目	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
	☆	床面に汚れがありますか	ある	ない
※ 各項目の項目は日本建築学会「建築物の点検と診断に関する調査報告書」を参考にしています。				

[illegible]

「スポーツフロアのメンテナンス スポーツ用木製床の維持管理と補修・改修マニュアル」
(公益財団法人 日本体育施設協会 令和2年12月)より(左)

「体育館床の点検表」 <https://jp-sfa.or.jp/bukai/floor/association/oshirase.html>
(公益財団法人日本スポーツ施設協会 屋内施設フロア部会 令和6年3月) (右)



7. 消費者事故発生時の通知について

Q：学校の体育館で負傷者が出た場合、消費者事故の通知はどこに連絡すれば良いか？

➡ 消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等における消費者事故等については、文部科学省において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっている。

学校の体育館における床板の剥離による負傷事故（消費者事故）等が発生した場合には、下記事務連絡を参照のうえ、文部科学省への情報通知にご協力いただきたい。

○消費者事故等の通知について（依頼）（令和6年6月7日付事務連絡）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240711-spt_kensport01-300000789-02.pdf

8. 参考資料

○体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

（平成29年5月29日付事務連絡）

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_170607_0001.pdf

○体育館の床板の剥離による負傷事故（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/

○消費者安全法第23条第1項の規定に基づく 事故等原因調査報告書

—体育館の床板の剥離による負傷事故—（平成29年5月29日 消費者庁）

【概要】

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/10_houkoku_gaiyou.pdf

【本文】

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_171228_0001.pdf

本手引きは、平成29年5月29日に公表された消費者安全調査委員会による事故等原因調査報告書等をもとに、下記の作成協力を得て、文部科学省が作成した。

- 野川 春夫
武庫川女子大学学術顧問・順天堂大学名誉教授・日本スポーツクラブ協会理事長
- 公益財団法人 日本スポーツ施設協会

【本件問合せ先】

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話：03-5253-4111（内線2292）

起きてからでは遅い！

子供たちを守るため、学校施設の適切な維持管理が必要

学校施設は我が国の将来を担う子供たちの学習・生活の場であり、災害時には避難所としての役割を担う重要な施設です。計画的・効率的な長寿命化対策とともに、適切な維持管理を行い、安全性・機能性を確保することは、子供たちを守るために不可欠です。

事故を未然に防ぎ、子供たちを守るのは？



① 学校設置者の役割

- 学校の施設及び設備を管理する義務があります。
(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)
- 施設を常時適法な状態に維持することが求められています。(建築基準法)



② 学校の役割

- 学校の施設及び設備の安全点検、改善の義務があります。(学校保健安全法)

公立学校に対する国の支援は？



① 財政的支援

- 公立学校における長寿命化改修事業や大規模改造事業に対して、学校施設環境改善交付金等の財政支援措置を行っています。



② 技術的支援

- 維持管理に関する手引及びガイドブック等を作成し、配布しています。
 - ①学校施設の維持管理に徹底に向けて-子供たちを守るために-(令和2年5月)
 - ②子供たちの安全を守るために-学校設置者のための維持管理手引-(平成28年3月)